

事例11

多様な背景を持つ児童生徒への対応①

【KEY WORD】 □学習面、行動面、対人関係への指導・支援
□相談できる人や場の確保

□校内の支援体制

学校・教師
の状況

- A教諭は、小学校第5学年の学級担任である。
- 本校は、特別支援教育コーディネーターが中心となって、支援が必要なケースについて理解を深める校内委員会を定期的実施している。

A教諭は、保護者の要望を管理職に報告することを伝え、面談を終えた。

- 面談後、A教諭は保護者の要望を管理職に伝えた。
管理職は校内委員会を開催し、学習支援員は、2学期からは、直接的な関わりを少しずつ減らしていく方針に修正した。

事例の概要

特別な支援

- 昨年度、児童Bは授業中に自分の思いを優先して話したり、教室を立ち歩いたりするなど、日常的に落ち着かない様子が見られた。
このため、学校は学習支援員と連携して、児童Bを支援することにした。しかし、授業中、児童Bの言動を抑えることはできず、他の児童も騒ぎ出すなどして授業が進まないことがあった。
- 本年度になり、A教諭は、前年度の引き継ぎをもとに、児童Bに配慮しつつ、学習支援員と連携し指導することとした。
- A教諭は、積極的に児童Bに声かけをしたり、休み時間に一緒に遊んだりするよう心がけた。
児童BもA教諭の声かけがうれしい様子で、授業中、話を聞き、支援を受けながら活動するなど、昨年度に比べて落ち着いた学校生活を送ることができるようになってきた。

問題行動のサイン

- しかし、9月上旬頃、児童Bは授業中に不機嫌になったり、落ち着かなかったりする様子が見られ始めた。
- ある日の授業で、児童Bが突然、教室を出て行こうとした。
A教諭は、児童Bのところに行き、「どうしたんだ」と優しく声をかけたが、児童Bは何も言わず、そのまま出て行こうとしたので驚いて、児童Bに「何をやっているんだ。教室に戻りなさい」と強い口調で指導した。
- 児童Bは無視をし、走り出そうとしたので、A教諭は、児童Bの腕をつかんで止めたところ、児童Bはそのことに腹を立てて、A教諭の脚を蹴った。
- A教諭は、泣きながら暴れる児童Bを職員室へ連れていき、教頭に「児童Bから、話を聴いてください」とお願いした。

保護者の要望

- 6月上旬、A教諭は、児童Bの保護者から今後の児童Bの指導について話がしたいとの連絡を受け、面談を実施した。
面談で、児童Bの保護者は次のことを話した。
 - ・子どもは落ち着いた学校生活を送ることができるようになった。
 - ・一方で、学習支援員が比較的他の児童よりも、そばについて支援していることで、周りの児童から特別な扱いを受けていると思われないか不安である。

学校は、どのように対応すると、よかったのでしょうか。



児童生徒理解の観点

- ① 児童BもA教諭の声かけがうれしい様子で、授業中、話を聞き、支援を受けながら活動するなど、昨年度に比べて落ち着いた学校生活を送ることができるようになってきた。
- ② ある日の授業で、児童Bが突然、教室を出て行こうとした。

考察の例

学習面に困難のある児童の苦手なことに対する意欲を高めるためには、できていることを認め、得意な面を生かして指導や支援を行うことが大切です。そのため、強みを生かした学習方法に変えたり、合理的配慮を行ったりして、実力を発揮し、伸ばし、評価される支援を考えます。

行動面については、起きている行動だけに注目せず、きっかけになることや行動の結果など前後関係を通して要因を分析し、対応を考えます。失敗を指摘して修正させる対応ではなく、どういう行動をとればよいかを具体的に教え、実行できたら褒めるなどの指導を行います。

KEY WORD

学習面、行動面、対人関係への指導・支援 (P.272)

組織的な対応の観点

- ① 管理職は校内委員会を開催し、学習支援員は、2学期からは、直接的な関わりを少しずつ減らしていく方針に修正した。
- ② 9月上旬頃、児童Bは授業中に不機嫌になったり、落ち着かなかつたりする様子が見られ始めた。

考察の例

児童生徒への支援については、授業中に気になる言動が見られた場合や感情をコントロールできなくなった場合の対応や支援など、校内の支援体制がうまく機能するように、特別支援教育コーディネーターを中心に検討します。

特別な支援が必要な児童の場合は、不安や悩みを人に伝えて理解してもらうことや、援助を求めることが苦手なため、自己解決能力が育ちにくいところがあります。児童が抱えている悩みや課題を受け止め、いつでも相談できる人や場所を校内に確保することが求められます。

校内の支援体制 (P.272)

相談できる人や場の確保 (P.273)

理解を深めるために

■ 校内の支援体制 (P.272)

発達障害を含む障害等に対する特別な教育的ニーズのある児童生徒への支援については、校内の支援体制がうまく機能するように、特別支援教育コーディネーターを中心に校内委員会で検討します。

学校生活における困難な状況の背景には、個人が抱える課題と教職員や周りの児童生徒との人間関係や学習環境に関する課題の両面が影響しています。指導や支援だけでなく、学級全体の全ての児童生徒への指導や支援から学級の中での個別的な指導や支援、そして、必要に応じて個別的な場での個別的な指導や支援を階層構造で考えます。

表1 質問項目に対して学級担任等が回答した内容から、「学習面又は行動面で著しい困難を示す」とされた児童生徒数の割合

<小学校・中学校>	
	推定値 (95%信頼区間)
学習面又は行動面で著しい困難を示す	8.8% (8.4% ~ 9.3%)
学習面で著しい困難を示す	6.5% (6.1% ~ 6.9%)
行動面で著しい困難を示す	4.7% (4.4% ~ 5.0%)
学習面と行動面ともに著しい困難を示す	2.3% (2.1% ~ 2.6%)
<高等学校>	
	推定値 (95%信頼区間)
学習面又は行動面で著しい困難を示す	2.2% (1.7% ~ 2.8%)
学習面で著しい困難を示す	1.3% (0.9% ~ 1.7%)
行動面で著しい困難を示す	1.4% (1.0% ~ 1.9%)
学習面と行動面ともに著しい困難を示す	0.5% (0.3% ~ 0.7%)

※「学習面で著しい困難を示す」とは、「聞く」「話す」「読む」「書く」「計算する」「推論する」の一つあるいは複数で著しい困難を示す場合を指し、一方、「行動面で著しい困難を示す」とは、「不注意」「多動性・衝動性」、あるいは「対人関係やこだわり等」について一つか複数で問題を著しく示す場合を指す。

(出典) 通常学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果 (令和4年12月 文部科学省)

事例12

多様な背景を持つ児童生徒への対応②

【KEY WORD】 □課題早期発見対応 □児童生徒の家庭での過重な負担についての支援
□養護教諭が中心となった組織的な支援

学校・教師
の状況

- A教諭は、中学校第1学年の学級担任である。
- 本校は、市内3校の小学校から進学してきており、進学前の2月には引継を、進学後の6月には中学校での生活の様子を、元の小学校と情報共有している。
- 保護者は「私自身忙しくしていたせいもあるかもしれない。でも、子どもは明るい性格だし、心配はしていない」と答えた。
- A教諭は、学年会で「生徒Bは、不登校初期段階と考えられる」と報告し、学年会で「家庭訪問の継続」「学級、部活動での受入れ体制」について、対応方針を立て、管理職の了承を得た。

事例の概要

学校での様子

- 小学校からの引き継ぎでは、生徒Bは、
 - ・活発な性格、ミニバスケットボールで活躍
 - ・算数に苦手意識
 - ・3人兄弟の2番目で、家庭ではよくお手伝いしているとのことであった。
 - 生徒Bは、友達も多く、明るく活発な生徒であった。苦手な数学の授業では分からないことを友達に聞きながら取り組んでいた。また、バスケットボール部に所属し、練習に意欲的に取り組んでいた。
 - 5月下旬、生徒Bは、市内大会で、1年生ながら出場するなど、活躍していたが、同級生部員の生徒Cと、些細なことと言い合いになり、関係が悪くなった。周りの部員は、生徒Bと生徒Cの関係を修復しようとしたが、変化はなかった。
- ### 自分でも分からない
- 6月上旬、生徒Bは、体調不良を理由に初めて遅刻した。その後も遅刻は続き、6月中旬には、「体調不良」での欠席が2日間続いた。
 - 学級担任のA教諭は、生徒Bの遅刻や欠席の要因は、生徒Cとの人間関係にあると考え、生徒B宅に家庭訪問し、面談した。
 - 生徒Bは「生徒Cとの関係で学校を休んだわけではありません。朝になると、なぜ体調が悪くなるのか、自分でも分からない」と、涙ぐみながら話をした。
- ### 悲しくなった
- 学校は、対応方針に基づいて取組を進めたが、6月下旬になっても生徒Bの遅刻や欠席が断続的に続き、状況が好転しなかった。
 - 養護教諭は「体調不良は、別なところに要因があるかもしれない」と話し、管理職に相談してA教諭と一緒に家庭訪問をすることにした。
 - 生徒Bは、A教諭のほかに養護教諭が来たことに驚いていたが、次第に打ち解け、話をし始めた。
 - ・部活動は楽しいが、体力的にきつい。
 - ・両親は忙しく、家事は私がしてきた。
 - ・家事は嫌いではないが、勉強時間や遊ぶ時間など、自分の時間がない。
 - ・急に「なぜ、自分だけがこんな思いをしなくてはならないのか」と思うと、悲しくなってきた。
 - ・生徒Cには、悪いことをしたと思ってているが、素直に謝れなかった。
 - 養護教諭は生徒Bの話を傾聴した後、「家族のために、よく頑張っているね」「話してくれてありがとう」と言ったところ、生徒Bは号泣した。
 - A教諭と養護教諭は、管理職に報告し、管理職はSC、SSWを含めた組織でケース会議を開催し、対応方針を再検討した。

学校のどのような対応が、よかったのでしょうか。



児童生徒理解の観点

- ① 6月上旬、生徒Bは、体調不良を理由に初めて遅刻した。その後も遅刻は続き、6月中旬には、「体調不良」での欠席が2日間続いた。
- ② 家事は嫌いではないが、勉強時間や遊ぶ時間など、自分の時間がない。急に「なぜ、自分だけがこんな思いをしなくてはならないのか」と思うと、悲しくなってきた。

組織的な対応の観点

- ① 養護教諭は「体調不良は、別なところに要因があるかもしれない」と話し、管理職に相談してA教諭と一緒に家庭訪問をすることにした。
- ② A教諭と養護教諭は、管理職に報告し、管理職はSC、SSWを含めた組織でケース会議を開催し、対応方針を再検討した。

考察の例

児童生徒の心身の変化は、出席状況の変化や身体に表れる変化などのサインとして表出することがあるので、気付いた場合は、背後に問題が隠れていることを想定し、対応することが重要です。

ヤングケアラーの特徴や実情を正しく理解するため、日頃から支援に係る研修等を行い、共通理解を図ることが重要です。また、ヤングケアラーを一律に支援が必要な子と捉えるのではなく、家族の一員としての役割を認めつつ、子どもの思いを捉え、気持ちに寄り添う姿勢をもつことも大切です。

考察の例

児童生徒理解は、心理面、学習面、社会面、健康面、進路面、家庭面から総合的に理解していくことが大切であり、関係者間で情報交換を行い、児童生徒を多面的に捉える必要があります。養護教諭は職務の特質から、児童生徒の身体的不調から背景にあるものにいち早く気付くことのできる立場にあることから、チーム支援には欠かせない存在です。

SCやSSWを含めた組織でケース会議で、支援の必要性を含めてアセスメントを行い、本人・家族の意向を踏まえた支援策を検討し、「児童生徒理解・支援シート」を作成するなど、関係者間で共通理解を図った継続的な取組が重要です。

KEY WORD

課題早期発見対応
(P.82)

児童生徒の家庭での過重な負担についての支援
(P.286)

養護教諭が中心となった組織的な支援
(P.279)

児童生徒の家庭での過重な負担についての支援
(P.286)

理解を深めるために

■ 児童生徒の家庭での過重な負担についての支援 (P.286)

ヤングケアラーは、一般に、本来大人が担うと想定されている家族の世話などを、日常的に行っているような子供を指します(※)。いわゆる「お手伝い」の範囲を超え、子供の年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を負うことで、友達と遊ぶ、学習するなどの子供の生活体験が奪われたり、時には睡眠時間も制限されたり、子供自身の生活の大部分を家族のケアに充てるといったケースも見られます。

また、子供自身やその家族が子供にとって困難な状態と認識しておらず、問題が表面化しにくいことも特徴です。

このため、教職員は、ヤングケアラーの特性を踏まえて子供本人や保護者と接することで、家庭での子供の状況に気付き、必要に応じて学校でのケース会議等で関係者間で情報を共有する等の取組が、ヤングケアラーの早期発見・対応につながる可能性があります。

□ ヤングケアラーの割合 (北海道)

小学校5・6年生	4.7% (78.0%)
中学校2年生	3.9% (81.5%)
全日制高校2年生	3.0% (79.3%)
定時制高校2年生	4.5% (37.5%)

※ () は、お世話の悩みについて相談した経験が「無い」と回答した児童生徒数の割合

(参考) 小学校:北海道ヤングケアラーに関する実態調査 (令和4年8月 北海道)
中・高校:ヤングケアラー支援に係る実態調査 (令和3年8月 北海道)

※北海道では令和4年4月に「北海道ケアラー支援条例」が施行されており、「高齢、障がい、疾病、その他の理由により援助を必要とする家族、友人その他の身近な人に対し、無償で介護、看護、日常生活上の世話その他の援助を提供する者」をケアラーとし、そのうち「18歳未満の者」をヤングケアラーとして定義しています。

事例13

部活動に関わる指導への対応

【KEY WORD】

□懲戒と体罰、不適切な指導

□教職員集団の同僚性

学校・教師
の状況

- A教諭は、中学校で部活動の顧問をしている。
- 本校は、部活動顧問による活動状況を報告する連絡会を前期及び後期に1回ずつ開催し、各部の活動状況を共有している。

事例の概要

こなすだけの練習

- 5月上旬、A教諭は次の大会に向け、リーダーの生徒Bに、全体への指示や声かけの仕方を細かく指示していた。しかし、生徒Bの指示に、他の部員の反応は薄く、練習メニューをこなすだけであった。
A教諭は「この状況を乗り切らないと、チームは強くなる」と考え、全部員に対し、「やる気があるのか」「目標をもって練習しなくては意味がないぞ」と、強い言葉で指導した。
- 5月下旬になっても、練習に対する部員の意識や態度に変化が見られないため、A教諭は練習メニューの打合せに来た生徒Bに対し、「部員の意識が変わらないのは、なぜだ」「リーダーなのに何をしている」と強い口調で迫った。
生徒Bは「自分の力が足りないせいです」とA教諭に謝った。
- A教諭と生徒Bの様子を見ていたE教諭は、A教諭に「指導が厳しすぎませんか。生徒Bは明らかに委縮していましたよ」と話した。
A教諭は「私はこうやってリーダーを鍛え、部活動を強くしてきた。私の指導に口を挟まないでください」と答えた。
- 6月中旬、大会1か月前ということもあり、練習に対する部員の意識に変化が見られてきたが、A教諭は、もっと頑張らせたいと考え、これまで通り、生徒Bに指示をしていた。

学校を欠席するようになった

- 7月上旬、生徒Bは体調不良を理由に学校を欠席した。
部内では、A教諭の指示を受けたサブリーダーの生徒C、生徒Dが、生徒Bの代わりに部員をまとめるよう指示された。
- 生徒Bの保護者は、子どもの様子を不安に感じ、A教諭に、次のように話した。
 - ・子どもは部活動のことで、耐えられないほど悩み、体調を崩している。
 - ・先生から厳しい言葉で指導され、チームをまとめようと懸命に努力しても、一部の部員からは陰口を言われているようだ。
 - ・先生は、この状況をどう考えていたのか。
- A教諭は保護者に、次のように話した。
 - ・部員間のトラブルを乗り越えてこそ、チームは強くなる。
 - ・過去のリーダーも私の指導を理解し、大きく成長した。
 - ・部内の状況については、サブリーダーの生徒から話を聞き、確認する。
 - ・生徒Bはリーダーとして頑張っているので、家庭でも励ましてほしい。

先生が怖くて

- 翌日、A教諭は生徒Cと生徒Dを呼び、部内の状況を確認した。
事実を知ったA教諭は、強い口調で「なぜ、このことを報告しなかった」と言ったところ、生徒Cは「先生が怖くて、相談できませんでした」と言い、生徒Dは「私たちは勝ち負けにこだわらず、楽しく活動したいです」と言った。
- A教諭は、生徒Bの状況を主幹教諭に報告をしたところ、主幹教諭から「A先生の部活動での指導に問題がありますね」「考え直してみるチャンスですよ」「一緒に考えますよ」と言われた。

A教諭は、どのように対応すると、よかったですか。



児童生徒理解の観点

- ① A教諭は「この状況を乗り切らないと、チームは強くない」と考え、全部員に対し、「やる気があるのか」「目標をもって練習しなくては意味がないぞ」と、強い言葉で指導した。
- ② 5月下旬になっても、練習に対する部員の意識や態度に変化が見られないため、A教諭は練習メニューの打合せに来た生徒Bに対し、「部員の意識が変わらないのは、なぜだ」「リーダーなのに何をしている」と強い口調で迫った。
生徒Bは「自分の力が足りないせいです」とA教諭に謝った。

組織的な対応の観点

- ① A教諭と生徒Bの様子を見ていたE教諭は、A教諭に「指導が厳しすぎませんか。生徒Bは明らかに委縮していましたよ」と話した。
- ② A教諭は、生徒Bの状況を主幹教諭に報告をしたところ、主幹教諭から「A先生の部活動での指導に問題がありますね」「考え直してみるチャンスですよ」「一緒に考えますよ」と言われた。

考察の例

部活動は学校教育の一環であり、特定の生徒等に対して執拗かつ過度に肉体的・精神的負荷を与えることは教育的指導とは言えないことに留意し、教育活動として適切に実施されなければなりません。

また、特定の児童生徒のみならず、全体への過度な叱責等に対しても、児童生徒が圧力と感じる場合もあることから、指導を行った後は、自己の指導内容や方法が適切であったのかを振り返るとともに、児童生徒の心身の状況を観察するなど、指導後のフォローを行うことが大切です。

KEY WORD

懲戒と体罰、不適切な指導
(P.103)

考察の例

組織的かつ効果的に生徒指導を実践するためには、教職員同士が支え合い、学び合う同僚性が基盤となります。教職員や専門スタッフ等の多職種で組織される学校がチームとして実効的に機能するには、職場の組織風土（雰囲気）が大切です。

特に、教職員が気軽に話ができる、困ったときに相談に乗ってもらえる、改善策や打開策を親身に考えてもらえる、具体的な助言や助力をしてもらえる等、受容的・支持的・相互扶助的人間関係が形成され、組織として一体的な動きをとれるかどうかが鍵となります。

教職員集団の同僚性
(P.28)

理解を深めるために

部活動における不適切な指導について (P.104)

たとえ身体的な侵害や、肉体的苦痛を与える行為でなくても、いたずらに注意や過度な叱責を繰り返すことは、児童生徒のストレスや不安感を高め、自信や意欲を喪失させるなど児童生徒を精神的に追い詰めることにつながりかねません。また、教職員による不適切な指導等が不登校や自殺のきっかけになる場合もあることから、体罰や不適切な言動等は、部活動を含めた学校生活全体において、いかなる児童生徒に対しても決して許されません。

【教員】部活動の指導で重視している点

	中学校(公立)		高等学校(公立)	
	運動部	文化部	運動部	文化部
①	チームワーク・協調性・共感	生徒の自発性・主体性の尊重と育成	生徒の自発性・主体性の尊重と育成	生徒の自発性・主体性の尊重と育成
②	生徒の自発性・主体性の尊重と育成	チームワーク・協調性・共感	チームワーク・協調性・共感	生徒一人一人の技能のレベルに応じた指導
③	生徒一人一人の技能のレベルに応じた指導	生徒一人一人の技能のレベルに応じた指導	生徒一人一人の技能のレベルに応じた指導	チームワーク・協調性・共感

【生徒】部活動を行ってよいと思う点

	中学校(公立)		高等学校(公立)	
	運動部	文化部	運動部	文化部
①	体力・技術が向上している	友達と楽しく活動できる	チームワーク・協調性・共感を味わえている	友達と楽しく活動できる
②	友達と楽しく活動できる	仲間が増えた	体力・技術が向上している	仲間が増えた
③	チームワーク・協調性・共感を味わえている	チームワーク・協調性・共感を味わえている	仲間が増えた	チームワーク・協調性・共感を味わえている

(参考) 運動部活動等に関する実態調査報告書(平成30年3月 東京書籍(スポーツ庁委託事業))

事例14

校則に関わる対応

【KEY WORD】 □校則の運用・見直し

□違反時の対応

学校・教師
の状況

- A教諭は、高校第2学年のホームルーム担任である。
- 本高校は、定期的に「身だしなみ検査」を実施し、服装や頭髪について指導している。違反した生徒へは、学年の生徒指導担当教諭を中心に対応しており、保護者に連絡し、改善させている。

校則の内容
(頭髪)

- ・ 故意に頭髪を脱色や染色すること、パーマ等によって癖をつけることは禁止している。
- ・ 校則の内容は、生徒及び保護者に対し、学校説明会や入学式等で説明している。また、学校ホームページにも掲載している。

事例の概要

頭髪の色を変えた

- 夏季休業中、生徒Bは、友達の生徒C、生徒Dと一緒に髪の色を変えたが、休業終了2日前には、3人共に同じ美容室で髪を黒く染め直した。
- 夏季休業明け最初の登校日、学校は学年ごとに「身だしなみ点検」を実施し、帰りのSHRで、HR担任のA教諭は、生徒Bのほか、数名の生徒に対し、生徒指導室に来よう伝えた。

翌日までの改善を

- 生徒Bは、生徒指導担当教諭から、「髪の色が明るいが、夏季休業中に髪を変えたのか」と聞かれた。
生徒Bは、髪を変えたが、美容室で黒く染め直すと伝えた。生徒指導担当教諭は、髪の色が明るいから、もう一度染め直すよう指導し、改善されない場合は、登校しても帰宅させる旨を伝えた。
- 生徒Bは、生徒指導担当教諭に「自分は、黒く染め直した」「先生が言う黒色とはどのような色か、はっきりと示してほしい」「そもそも、どうしてこのような校則があるのか教えてほしい」と言った。

しかし、生徒指導担当教諭は、「黒は黒で基準の色などない」「学校が決めたことだ」「もう一度染め直してくる」と言い、それ以上は取り合わなかった。

- 生徒Bは、保護者に「もう一度染め直してくる」と言い、美容室へ行ったが、美容室では、これ以上黒くすることはできないと言われた。
- 翌日、生徒Bは、生徒指導担当教諭に、美容室で言われたことを話した。
生徒指導担当教諭は「染め直していないのであれば、授業に参加させることはできない。帰りなさい」と言われ、HR担任が保護者に連絡した後、生徒Bは帰宅した。

保護者からの連絡

- 同日の放課後、HR担任は、生徒Bの保護者から、次のことを伝えられた。
 - ・ 長期休業中も頭髪の染色を禁止しているとは知らず、了承したことをお詫びする。今後、子どもから申し出があっても染色はさせない。
 - ・ しかし、今回、子どもは、美容室で黒く染め直したが、学校は認めてくれないばかりか、基準の色を聞いても取り合ってくれなかった。
 - ・ 学校が主張する黒色と、子どもや私が認識している黒色には差がある。
 - ・ なぜ校則があるのか聞いても生徒指導担当教諭は答えず、脅しのような口調で指導されたと言っている。
 - ・ 今回の件で、子どもは「学校にはもう行けない」と言っている。
 - ・ 私は子どもの話しか聞いていないので、事実を確認し、管理職から報告をしてもらいたい。
- HR担任は、すぐに教頭に報告し、教頭は事実確認を行った。

学校は、どのように対応すると、よかったのでしょうか。



児童生徒理解の観点

- ① 生徒Bは、生徒指導担当教諭に「自分は、黒く染め直した」「先生が言う黒色とはどのような色か、はっきりと示してほしい」「そもそも、どうしてこのような校則があるのか教えてほしい」と言った。

しかし、生徒指導担当教諭は、「黒は黒で基準の色などない」「学校が決めたことだ」「もう一度染め直してくること」と言い、それ以上は取り合わなかった。

考察の例

校則に基づく指導を行うに当たっては、校則を守らせることばかりにこだわることなく、何のために設けたきまりであるのか、教職員がその背景や理由についても理解しつつ、児童生徒が自分事としてその意味を理解して自主的に校則を守るように指導していくことが重要です。

校則の内容は、児童生徒の学校生活に大きな影響を及ぼす場合もあるので、校則は、児童生徒や保護者等から意見を聴取した上で決定していくことが望ましいです。

KEY WORD

校則の運用・見直し
(P.101)

組織的な対応の観点

- ① 同日の放課後、HR担任は、生徒Bの保護者から、次のことを伝えられた。

- ・学校が主張する黒色と、子どもや私が認識している黒色には差があるようなので、基準の色を示してほしい。
- ・また、なぜ校則があるのか聞いても生徒指導担当教諭は答えず、脅しのような口調で指導されたと言っている。

考察の例

校則の内容について、普段から学校内外の関係者が参照できるように学校のホームページ等に公開しておくことや、児童生徒がそれぞれのきまりの意義を理解し、主体的に校則を遵守するようになるために、制定した背景等についても示しておくことが適切であると考えられます。

校則に違反した場合には、行為を正すための指導にとどまるのではなく、違反に至る背景など児童生徒の個別の事情や状況を把握しながら、内省を促すよう指導となるよう留意しなければなりません。校則に反する行為があった場合に、どのような対応を行うのか、その基準と併せて、生徒や保護者に周知することが重要です。

校則の運用・見直し
(P.101)

違反時の対応
(P.101)

理解を深めるために

■ 校則の見直し (P.102)

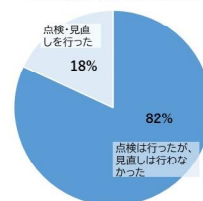
校則を制定してから一定の期間が経過し、学校や地域の状況、社会の変化等を踏まえて、その意義を適切に説明できないような校則については、改めて学校の教育目的に照らして適切な内容か、現状に合う内容に変更する必要があるか、また、本当に必要なものか、絶えず見直しを行うことが求められます。

さらに、校則によって、教育的意義に照らしても不要に行動が制限されるなど、マイナスの影響を受けている児童生徒がいないか、いる場合にはどのような点に配慮が必要であるか、検証・見直しを図ることも重要です。

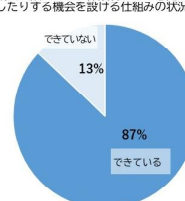
また、その見直しに当たっては、児童会・生徒会や保護者会といった場において、校則について確認したり議論したりする機会を設けるなど、絶えず積極的に見直しを行っていくことが求められます。

そのためには、校則を策定したり、見直したりする場合にどのような手続きを踏むことになるのか、その過程についても示しておくことが望まれます。

令和3年度及び令和4年5月末までの間の校則の点検・見直しの取組状況



校則の見直しを行う場合、生徒が話し合う機会を設けたり、保護者からの意見を聴取したりする機会を設ける仕組みの状況



(出典) 道立高等学校の校則の見直しに係る調査結果 (令和4年9月 道教委)

事例15

学級での人間関係づくり

【KEY WORD】

- 道徳教育と生徒指導の相互関係
- チーム学校における学校組織

課題早期発見対応

学校と家庭、地域との連携・協働

学校・教師
の状況

- A教諭は、中学校第2学年の学級担任である。
- 本校は、毎週末に学年打合せを行い、生徒指導上の問題等を共有している。

- 7月上旬、生徒Bは、これまでのような厳しい指摘のみならず、人前で発言すること自体が減っていき、学級の中でも孤立する姿が目立ち始めた。
一方、他の生徒が生徒Bへの不満を訴えることがなくなった。
そのため、A教諭は引き続き、学級の様子を見守ることにした。

事例の概要

はっきりとものを言う

- 生徒Bは、授業中、積極的に自分の考えを発言する生徒であった。
- 6月上旬、A教諭は、クラスの複数の生徒から「生徒Bの言っていることはわかるけど、言い方がきつい。傷付いてしまう」との相談を受けたことから、A教諭は生徒Bと面談を行った。
- 面談で、A教諭は生徒Bに他者への伝え方について指導したところ、生徒Bは「伝え方が悪いのではなくて、悪いのは、きちんとやらない人だと思います。違いますか？」と反論した。
それ以来、A教諭はこのことについて、生徒Bに注意することはなかった。

生徒Bへの不満

- 6月下旬、生徒Bは3校時の授業後に教材の片付けを手伝っていたため、4校時の体育の授業に遅れてしまった。
- 生徒Bは、保健体育担当のC教諭に事情を説明したが、それを聞いていた他の生徒の中には、生徒Bに対し、「謝ればいってものではない」「いつも他人に注意しているくせに」と、非難する生徒もいた。
- C教諭は、生徒Bに対する周りの生徒の反応が気になり、その場で非難する生徒の行動をいさめた上で、授業後、A教諭に事情を報告した。
- A教諭は、この状況について理解したが、「生徒の主体性を大切にする」ため、あえて介入せずに様子を見守ることにした。

学校を休み始めた

- 7月中旬、生徒Bは体調不良を理由に2日連続で学校を欠席した。
A教諭は、欠席の理由が明確であったことから、欠席について問題と考えず、学年打合せで話題にしなかった。
また、「来週は体調が回復し、登校できるだろう」と考え、生徒Bの保護者に生徒Bの家庭での様子などを確認しなかった。
- 週明け、生徒Bの保護者は、A教諭に「子どもは、学校に行くのが嫌だと言っている。理由を聞いても話そうとしない。学校で何かあったのか？」と聞いた。
A教諭は、生徒Bの保護者に、学級での人間関係が背景にあるかもしれないと考えたが、このことを保護者にどう説明したらよいか、迷い始めてしまった。

A教諭は、どのように対応すると、よかったのでしょうか。



児童生徒理解の観点

- ① 面談で、A教諭は生徒Bに他者への伝え方について指導したところ、生徒Bは「伝え方が悪いのではなく、悪いのは、きちんとやらない人だと思います。違いますか?」と反論した。
- ② A教諭は、この状況について理解したが、「生徒の主体性を大切にす

考察の例

生徒Bの考え方や正義感ある言動を認めつつ、相手の受け止め方や立場を尊重する姿勢をもつことで、より良い人間関係が形成されることを理解させ、生徒Bが自らの意志と責任で選択、決定することができるよう働きかけることが大切です。

課題の予兆行動が見られた場合、深刻な問題に発展しないように、生徒B及び関係生徒と面談を行い、相互理解や人間関係づくりを促す働きかけを行うなど、迅速に対応することが必要です。

KEY WORD

道徳教育と生徒指導の相互関係 (P.49)

課題早期発見対応 (P.21)

組織的な対応の観点

- ① 7月上旬、生徒Bは、これまでのような厳しい指摘のみならず、人前で発言すること自体が減っていき、学級の中でも孤立する姿が目立ち始めた。
- ② A教諭は、生徒Bの保護者に、学級での人間関係が背景にあるかもしれないと考えたが、このことを保護者にどう説明したらよいか、迷い始めてしまった。

考察の例

生徒Bの言動の変化に気付いた場合、一人で抱え込まず、学年会の教員に報告し、チームで面談を実施するなど、状況把握に努める必要があります。また、状況に応じて管理職に報告するとともに、校内委員会で対応を検討することが必要です。

児童生徒の不安や悩みを解消するためには、保護者の理解と家庭での協力が重要です。気になる児童生徒を見つけ、面談で児童生徒が悩みを話さない場合などは、保護者に学校での児童生徒の様子を伝え、家庭での児童生徒の様子を伺うなど、情報を共有し、声かけや見守りを行っていくことが必要です。

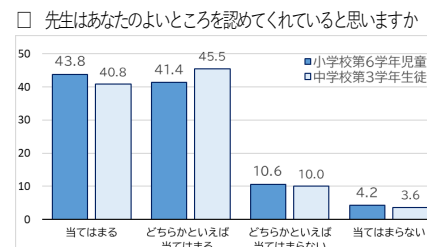
チーム学校における学校組織 (P.68)

学校と家庭、地域との連携・協働 (P.108)

理解を深めるために

1 複雑な心理・人間関係の理解 (P.23)

生徒指導の基本といえるのは、教職員の児童生徒理解です。しかし、経験のある教職員であっても、児童生徒一人一人の家庭環境、生育歴、能力・適性、興味・関心等を把握することは非常に難しいことです。また、日常的に児童生徒に接していても、児童生徒の感情の動きや児童生徒相互の人間関係を把握することは容易ではありません。したがって、生徒指導の諸課題の未然防止では、教職員の児童生徒理解の深さが鍵となります。



(参考) 令和4年度全国学力・学習状況調査 調査結果資料

2 全ての教職員による共通理解・共通実践 (P.76)

学校の教育目標として「児童生徒がどのような力や態度を身に付けることができるように働きかけるのか」という点についての共通理解を図ること、そして、共通理解された目標の下で、全ての教職員が、児童生徒に対して、粘り強い組織的な指導・援助を行っていくことが重要です。実践に当たっては、児童生徒を取り巻く環境や発達段階を丁寧に理解した上で、全校的な取組を進めることが求められます。その際、働きかけを効果的なものにするためには、教職員と児童生徒、教職員と保護者、教職員同士の信頼関係の形成に努めることが不可欠です。